

法的脳死判定基準に関する作業班開催要領（案）

（目的）

第1条 法的脳死判定基準に関する作業班（以下「作業班」という。）は、厚生労働省健康・生活衛生局長より参集を求める有識者により、法的脳死判定基準に関し、専門的な観点から検討を行うことを目的として開催する。

（作業班の構成）

第2条 作業班に参集を求める有識者は、法的脳死判定に係る医学、法学又は倫理学の学識を有する者とする。

2 作業班に班長を置く。班長は作業班班員の中から、厚生労働省健康・生活衛生局長が指名する。

3 班長は、必要に応じて、作業班班員以外の関係者の出席を求めることができる。

（任期等）

第3条 参集を求められた有識者の任期は2年とする。ただし、補欠の有識者の任期は前任者の残任期間とする。

2 有識者は、再任することができる。

（会議の公開）

第4条 作業班の会議は公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、班長は、会議を非公開とすることができる。

2 班長は、作業班における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（議事録）

第5条 作業班における議事は、次の事項を定め、議事録に記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した作業班班員の氏名
- 三 議事となった事項

2 議事録は、公開とする。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、班長は、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、班長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開しなければならない。

(議事の特例)

第6条 緊急その他やむを得ない事情のある場合には、班長の認めるところにより、文書その他の方法により、作業班の議事を行うことができる。議題の内容から合理的に判断して、作業班を参集して開催する必要がないと班長が認める場合も同様とする。

(庶務)

第7条 作業班の庶務は、厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室において行う。

(雑則)

第8条 この開催要領に定めるほか、作業班の運営に必要な事項は、班長が定める。